

11月30日の議事予定

開 議

諸報告 ・ 付託議案審査報告書の提出について

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

日程第2 議案第149号
〔委員長報告、討論、採決〕

休会の件

散 会

12月2日の議事予定

開 議

諸報告 ・ 例月出納検査報告書の配付について

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

広聴広報会議

1 2月4日の議事予定

開 議

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

今冬における電力需給ひっ迫時の対応方針

電力会社から発表される電力需給状況に関する情報により、厳しい需給状況が予想される場合及び政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合等、電力需給のひっ迫に備え、以下の対応方針を定めておきます。

電力需給逼迫時における県の機関による対応

- ・ 県の機関は、電力会社からの「電力需給状況のお知らせ」により、厳しい需給状況が予想された場合や、政府から電力需給ひっ迫警報が発令された場合には、病院やライフライン、文化施設等を除く県庁舎について、電力会社管内ごとにひっ迫度に応じ、以下の 2 段階の対応を行うこととします。

【第 1 段階】 「電力需給のお知らせ」（関西電力）、「電力需給状況のお知らせ」（中部電力）により、厳しい需給状況（使用率 95%超過（予備率 5%未満））が継続することが予想される時

- ① 空調の設定温度を 19℃から 18℃とします。
- ② 1 台を除き、エレベータを停止します。
- ③ 照明を 1 / 2 とします。

【第 2 段階】 政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令 非常に厳しい需給状況（使用率 97%超過（予備率 3%未満））が継続することが予想される時

大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されることとなっています。

- ① 空調を停止します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）
- ② 照明を全て消します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）

- ・ 電力需給ひっ迫時には、危機管理統括監をトップとして、『電力需給ひっ迫連絡会』等により、県庁内で情報共有し、直ちに対応することとします。
- ・ 地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応することとします。
- ・ 県は【第 2 段階】の連絡を受けた場合、該当する電力会社管内の市町に情報共有することとします。
- ・ 情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転することとします。
- ・ 職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合への対策として、個別の照明や空調システムにより空調運転した部屋等を確保するなど、健康管理に配慮した対応を行います。
- ・ 上記の対応は、12 月 1 日から 3 月 31 日までの間の平日、9 時から 21 時（ただし、12 月 29 日～31 日は除く）に行うものとします。なお、電力需給の状況に応じて変更することもあります。

電力需給ひっ迫時における本会議、委員会の対応について（案）

1 第1段階（供給予備率5%未満）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を18℃とする。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を18℃とする。

2 第2段階（供給予備率3%未満）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。